

香川県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

香川県知事 真鍋武紀

### 香川県規則第33号

#### 香川県会計規則の一部を改正する規則

香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(口頭等による納入の通知) 第29条 略  (1)～(9) 略 (10) 県が発行する史料集、目録、紀要、 <u>行政資料</u> 等の販売代金 (11)・(12) 略	(口頭等による納入の通知) 第29条 収支命令者は、次に掲げる収入については、納入者に対し、口頭又は掲示をもって納入の通知をすることができる。 (1)～(9) 略 (10) 県が発行する史料集、目録、紀要等の販売代金 (11)・(12) 略
(事前合議) 第52条 略  (1) 略 (2) 1件700万円以上の工事施行に伴う委託料及び1件100万円以上のその他の委託料（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項又は第27条第1項第3号の規定に基づき、施設又は里親に保護を委託した場合において、これらの施設又は里親に対して支払う同法第50条第6号の3又は第7号に規定する経費に係る委託料を除く。） (3)～(8) 略	(事前合議) 第52条 支出負担行為担当者は、次に掲げる経費について支出負担行為をしようとするときは、会計管理者又は県外出納員（東京事務所及び大阪事務所の出納員をいう。以下同じ。）に合議しなければならない。ただし、工事施行に伴う委託料及び工事請負費の額の変更に基づく支出負担行為にあっては、この限りでない。 (1) 略 (2) 1件700万円以上の工事施行に伴う委託料及び1件100万円以上のその他の委託料（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第2号に掲げる第一種社会福祉事業を経営する施設に対する入所措置に伴う委託料を除く。） (3)～(8) 略
(支払案内書の有効期限経過後の支払) 第66条の3 略	(支払案内書の有効期限経過後の支払) 第66条の3 略 2 県税事務所等の出納員は、前項の書類を徴したときは、直ちに当該書類を会計管理者に提出しなければならない。

2 会計管理者又は県税事務所等の出納員は、前項の規定により徴した書類を調査し、支払をすべきものと認めたときは、これを知事に送付しなければならない。

3 略

(資金前渡の限度額)

第68条の2 略

(1) 略

(2) 被収容者若しくは被疑者の護送に要する経費又は常時支払を必要とする賃金、食糧費、自動車駐車料、航送料、道路使用に要する経費、交通事故負傷者搬送協力謝礼金若しくは交際に要する経費 16日以内に支払が予定される金額

(3) 前2号に掲げる経費以外の経費 その都度支払が予定される金額

(前渡金の保管)

第70条 略

2 略

3 犯罪の捜査に要する経費の資金前渡を受けた職員は、毎月末日現在の当該前渡金の保管状況を收支命令者に報告しなければならない。

(概算払のできる範囲)

第75条 次に掲げる経費については、概算払をすることができる。

(1)～(7) 略

(8) 児童福祉法第23条第1項又は第27条第1項第3号の規定に基づき、施設又は里親に保護を委託した場合において、これらの施設又は里親に対して支払う同法第50条第6号の3又は第7号に規定する経費

(9)～(12) 略

(履行遅滞に対する遅延利息)

第153条 契約担当者は、契約の相手方が契約期間内にその義務を履行しないときは、契約を解除する場合及び第155条の規定により履行期間の延長を承認した場合を除き、遅滞日数に応じ、未納部分又は未済部分の価格又

3 会計管理者は、第1項の規定により徴し、又は前項の規定により提出された書類を調査し、支払をすべきものと認めたときは、これを知事に送付しなければならない。

4 略

(資金前渡の限度額)

第68条の2 前条の規定による資金の前渡は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に掲げる金額を限度として行うものとする。

(1) 略

(2) 被収容者若しくは被疑者の護送に要する経費又は常時支払を必要とする賃金、自動車駐車料、航送料、道路使用に要する経費、交通事故負傷者搬送協力謝礼金若しくは交際に要する経費 16日以内に支払が予定される金額

(3) 犯罪の捜査に要する経費 1月以内に支払が予定される金額

(4) 前各号に掲げる経費以外の経費 その都度支払が予定される金額

(前渡金の保管)

第70条 略

2 略

(概算払のできる範囲)

第75条 次に掲げる経費については、概算払をすることができる。

(1)～(7) 略

(8) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第23条第1項又は第27条第1項第3号の規定に基づき、施設又は里親に保護を委託した場合において、これらの施設又は里親に対して支払う同法第50条第6号の3又は第7号に規定する経費

(9)～(12) 略

(履行遅滞に対する遅延利息)

第153条 契約担当者は、契約の相手方が契約期間内にその義務を履行しないときは、契約を解除する場合及び第155条の規定により履行期間の延長を承認した場合を除き、遅滞日数に応じ、未納部分又は未済部分の価格又

は代価に年3.7パーセントの割合を乗じて計算した額を遅延利息として徴収する旨をあらかじめ約定しなければならない。

2 略

(支払の時期)

第161条 略

2

3 県がその責めに帰すべき理由により、約定期間に内に契約代金を支払わないときは、債権者の請求により約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に年3.7パーセントの割合を乗じて計算した金額を遅延利息として支払うものとする。この場合において、契約で特別に定めるもののほか、遅延利息の額が100円未満であるときはその全額を、遅延利息の額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

4 略

(指名競争入札ができる場合)

第179条 略

(1) 略

(2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少數である契約をするとき。

(3) 略

別表第1 (第2条関係)

所の名称

1 知事部局の所

(1)・(2) 略

(3) 県立ミュージアム

(4)～(10) 略

(11)～(48) 略

2 教育委員会の所

(1)～(45) 略

は代価に年3.4パーセントの割合を乗じて計算した額を遅延利息として徴収する旨をあらかじめ約定しなければならない。

2 略

(支払の時期)

第161条 略

2 略

3 県がその責めに帰すべき理由により、約定期間に内に契約代金を支払わないときは、債権者の請求により約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に年3.4パーセントの割合を乗じて計算した金額を遅延利息として支払うものとする。この場合において、契約で特別に定めるもののほか、遅延利息の額が100円未満であるときはその全額を、遅延利息の額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

4 略

(指名競争入札ができる場合)

第179条 契約担当者は、次の各号に掲げる場合においては、指名競争入札によることができる。

(1) 略

(2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少數である契約をするとき。

(3) 略

別表第1 (第2条関係)

所の名称

1 知事部局の所

(1)・(2) 略

(3) 歴史博物館

(4) 文化会館

(5)～(11) 略

(12) 消費生活センター

(13)～(50) 略

2 教育委員会の所

(1)～(45) 略

(46)～(49) 略

別表第3（第5条関係）

左欄	中欄	右欄
会計課の出納員	略 県民活動・男女共同参画課の収入取扱員	課（警察本部会計課及び議会事務局を除く。）並びに選挙管理委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の事務局並びに所以外の出先機関（自治研修所、青年センター、消防学校及び森林センターを除く。）の行政文書公開手数料等、 <u>行政資料等</u> の複写及び出力に要する費用並びに行政資料の販売代金の収納
		略
略	県立ミュージアムの収入取扱員	県立ミュージアムの前売入場券の売払いを画廊等に委託した場合の売払代金の収納
		略

別表第4（第5条関係）

左欄	中欄	右欄
略		
県立ミュージアムの出納員	瀬戸内海歴史民俗資料館の物品取扱員	瀬戸内海歴史民俗資料館の所掌に係る物品の出納及び保管
		略

- (46) 屋島陸上競技場  
(47) 総合水泳プール  
(48) 総合運動公園  
(49)～(52) 略

別表第3（第5条関係）

左欄	中欄	右欄
会計課の出納員	略 県民活動・男女共同参画課の収入取扱員	課（警察本部会計課及び議会事務局を除く。）並びに選挙管理委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の事務局並びに所以外の出先機関（自治研修所、青年センター、消防学校及び森林センターを除く。）の行政文書公開手数料等、 <u>行政資料等</u> の複写及び出力に要する費用並びに行政資料の販売代金の収納
		略
略	歴史博物館の出納員	歴史博物館の前売入場券の売払いを画廊等に委託した場合の売払代金の収納
文化会館の出納員	文化会館の収入取扱員	文化会館の前売入場券の売払いを画廊等に委託した場合の売払代金の収納
		略

別表第4（第5条関係）

左欄	中欄	右欄
略		
歴史博物館の出納員	瀬戸内海歴史民俗資料館の物品取扱員	瀬戸内海歴史民俗資料館の所掌に係る物品の出納及び保管
		略

## 第81号様式（その1）（第244条関係）

(日本工業規格A列4番)

現金出納日報(指定金融機関用)

区分		一般(特別)会計	歳入歳出外現金	年度経過県未払金	小規模企業者等設備導入資金特別会計	農業改良資金特別会計	番の州地区臨海工業用土地造成事業特別会計	土地開発基金	年度 年月日 店舗名 國
収	前日現金 しめ後分 証券								
	本日分 現金 証券								
納	指定代理等 小計								
	公金振替								
	会計(年度)更正								
	当座借越								
	預金繰替え等 計								
支	支払済現金								
	公金振替								
払	会計(年度)更正								
	当座借越								
	預金繰替え等 計								
残	前日								
高	本日								
支出命令	支払書受領額								
所屬更正	+ -	摘要							
日報添付の支払書枚数	枚								

備考 本表は、3部複写とすること。

## 第81号様式（その1）（第244条関係）

(日本工業規格A列4番)

現金出納日報(指定金融機関用)

区分		一般(特別)会計	歳入歳出外現金	年度経過県未払金	小規模企業者等設備導入資金特別会計	農業改良資金特別会計	番の州地区臨海工業用土地造成事業特別会計	土地開発基金	年度 年月日 店舗名 國
収	前日現金 しめ後分 証券								
	本日分 現金 証券								
納	指定代理等 小計								
	公金振替								
	会計(年度)更正								
	当座借越								
	預金繰替え等 計								
支	支払済現金								
	公金振替								
払	会計(年度)更正								
	当座借越								
	預金繰替え等 計								
残	前日								
高	本日								
支出命令	支払書受領額								
所屬更正	+ -	摘要							
日報添付の支払書枚数	枚								

備考 本表は、3部複写とすること。

## 第81号様式（その2）（第244条関係）

現金出納日報（指定代理金融機関用）

(用紙寸法B5)

年度	年月日
店舗名	印

収 納				
区分	件数	金額		
合計				
一般(特別)会計				
小規模企業者等設備導入資金特別会計				
農業改良資金特別会計				
番の州地区臨海工業用土地造成事業特別会計				
土地開発基金				
歳入歳外出現金				
年度経過県未払金				

支 払					
区分	件数	支払済額	未 払 額	支払書受領額	
合計					
母子寡婦福祉資金特別会計					
小規模企業者等設備導入資金特別会計					
農業改良資金特別会計					
年度経過県未払金					

支払資金残高			
--------	--	--	--

摘要

備考 本表は、2部複写とすること。

## 第81号様式（その2）（第244条関係）

現金出納日報（指定代理金融機関用）

(用紙寸法B5)

年度	年月日
店舗名	印

収 納				
区分	件数	金額		
合計				
一般(特別)会計				
小規模企業者等設備導入資金特別会計				
農業改良資金特別会計				
番の州地区臨海工業用土地造成事業特別会計				
土地開発基金				
文化芸術振興基金				
歳入歳外出現金				
年度経過県未払金				

支 払				
区分	件数	支払済額	未 払 額	支払書受領額
合計				
母子寡婦福祉資金特別会計				
小規模企業者等設備導入資金特別会計				
農業改良資金特別会計				
年度経過県未払金				

支払資金残高			
--------	--	--	--

摘要

備考 本表は、2部複写とすること。

## 第81号様式の2（第244条関係）

(用紙寸法B6)

## 現金収納日報

年度	年月日
店舗名	

区分	件数	金額
合計		円
一般（特別）会計		
小規模企業者等設備導入資金特別会計		
農業改良資金特別会計		
番の州地区臨海工業用土地造成事業特別会計		
土地開発基金		
歳入歳出外現金		
摘要		

備考 本表は、2部複写とする。

## 第81号様式の2（第244条関係）

(用紙寸法B6)

## 現金収納日報

年度	年月日
店舗名	

区分	件数	金額
合計		円
一般（特別）会計		
小規模企業者等設備導入資金特別会計		
農業改良資金特別会計		
番の州地区臨海工業用土地造成事業特別会計		
土地開発基金		
文化芸術振興基金		
歳入歳出外現金		
摘要		

備考 本表は、2部複写とする。

## 附則

(施行期日)

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 改正後の第153条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。
- 改正前の第81号様式（その1）、第81号様式（その2）及び第81号様式の2による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。